

第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

第1 貴重な自然の保全

自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定と保全

自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定と保全

府に残された貴重な自然環境を有する自然環境保全地域や、ミドリシジミ類の蝶（通称ゼフィルス）の生息する里山景観の残る能勢町三草東尾根部やラン科植物等貴重な動植物が生息・生育する能勢町地黄湿地を保全する緑地環境保全地域の適正な保全管理を図るため、（財）大阪みどりのトラスト協会が実施する事業に対して助成しました。

天然記念物等の保全

和泉・城山ブナ林の保全

ブナ林の生育区域を広めるために取得した周辺森林（約46ha）について、（財）大阪みどりのトラスト協会が行う保全整備・管理事業について助成しました。

<和泉・城山>



府内の天然記念物等の保護増殖

和泉・城山ブナ林、弘川寺のかいどう、松尾寺のくす、拂殿座神社のむく、枚方田中邸のむく等、国及び府指定の天然記念物となっている樹木等の保護と増殖を図るため、樹勢回復、腐食防止、除虫等の措置について助成・指導を行いました。

自然海岸の保全

長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全

大阪府自然海浜保全地区条例に基づき、指定している長松・小島両自然海浜保全地区（3-2-1図）の清掃に対して補助金を交付するなど、地区の環境整備に努めるとともに、土石の採取等の一定の開発行為の監視を行いました。



3-2-1図 自然海浜保全地区付近図

第2 森林環境の保全・整備

森林地域の保全

保安林の保全・管理

府民のレクリエーションの場としての森林に対する需要が高まっていることから、第5期保安林整備計画に基づき、主として「公衆の保健」を目的とする保健保安林の指定に努め、土砂流出防備保安林等合計36haの保安林を新たに指定しました。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、関係法令を厳正に運用することにより、その適切な保全と管理に努めました。

近郊緑地保全区域及び国定公園区域の保全

近郊緑地内の開発に対しては、無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保持や公害の防止を図るため、近郊緑地保全区域内における届出に要する行為に関する指導指針により、開発抑制の指導を行いました。また、国定公園内の開発に対しては、自然公園法に基づく許可権限を厳正に運用することにより開発を抑制するとともに、自然環境の保全に努めました。

「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全

住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行う者に対し、「自然環境の保全と回復に関する協定」を知事と締結することを義務づけ、一定の緑地等を確保させており、本制度の適切な運用を図りました。なお、平成12年度の締結件数は、47件でした。

巡視制度の活用

自然環境保全指導員制度の運用

府民参加による自然環境の保全・巡視制度である自然環境保全指導員（平成13年3月末現在、84名）により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行うとともに、自然環境保全指導員から行政機関への通報や府への報告等を密にして、措置を必要とする事項に迅速に対応しました。

森林保全員制度の運用

森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員（75名）を各市町村に配備し、林野火災、病虫害害、風水害、盗伐及び違法開発等の早期発見及び未然防止を図りました。

自然公園指導員の活用

国定公園の風景地を保護し、利用の適正化を図るため、府内の国定公園において、利用者指導、利用者への自然解説、事故予防措置を行いました（平成13年3月現在、35名）。

森林の公益的機能の維持・増進

森林造成事業の推進

能勢町ほか17市町村の森林を対象に、育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（樹下植栽、下刈・改良）を実施し、また、森林所有者等が実施する事業に助成をしました。

治山事業の推進

府内76カ所において、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工・山腹工及び森林整備等を実施

しました。

生駒山系グリーンベルト整備事業の推進

市街地が山麓まで迫り、土砂災害危険箇所が連なっている生駒山系西側斜面（枚方市～柏原市、延長約25km）において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高めるため、生駒山系グリーンベルト整備事業を推進しています。平成12年度においては、生駒山系における砂防事業を進めるとともに、モデル的に対象流域を設定し、関係市及び他部局との調整を行いました。

森林景観保全整備事業の推進

国定公園において、現に荒廃しているか、あるいは放置しておくで荒廃が予想される森林を対象として、整理伐、伐倒木整理、枝条整理を実施しました。

保安林整備緊急対策事業の推進

能勢町ほか7市町村の保安林において、現に荒廃しているか、あるいは放置しておくで荒廃が予想される森林を対象として、植栽、保育（下刈、除・間伐、枝打ち）を実施しました。

間伐の促進

健全な森林の育成を図るため、高槻市ほか8市町村38haの間伐の実施に対して助成を行いました。

「里山トラスト」（里山保全活動）への支援

多様な人々の継続的な森づくりへの参加を一層推進するため、府民、NPO、林業関係者、行政機関、さらに企業等の法人も加わった里山保全活動の取り組みに対する支援を行いました。

第3 地域緑地の保全

緑地保全地区の指定拡大の推進

緑地保全地区の指定拡大の推進

都市緑地保全法に基づく緑地保全地区について、新たな指定地域の掘り起こしに努めました。

保存樹、保存樹林の保全

各市町村長より指定された保存樹林に関してのとりまとめを行いました。

風致地区等の保全

風致地区の指定・保全の推進

風致地区において、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行いました。

第4 農空間の保全と活用

農村地域の保全整備・活用

農業の振興

大都市近郊の有利な立地条件を活かした施設園芸・畜産等による収益性の高い農業経営の育成や都市地域における農業の果たす多面的な役割に応じた施策を推進しました。農業振興地域を重点に生産基盤や生活環境の整備を行うほか、都市緑農区における都市と調和のとれた農業の振興、生産技術の普及指導、関係団体の指導・育成等の各種事業を総合的に推進しました。

農地等の保全・整備

大阪に残された貴重な自然資源の持つ「みどり」の機能の保全・活用により、府民が生活していく上で快適な環境を創造するため、農空間・森林空間・水辺空間の保全・活用の推進と、「緑」と「花」によるゆとりとうるおいのある美しい大阪のまちづくりに努めました。

また、府自然環境保全条例の趣旨を踏まえ、豊かな緑の創出、生態系の多様性の確保、府民の自主的活動の促進等について、多様な施策の推進により、一層積極的な展開を図りました。

棚田地域の保全

農村の原風景や多様な生態系の保全及び洪水調整などの機能を有する棚田地域の保全・利活用の支援を目的として「棚田・ふるさと保全基金」の積立を行い、その運用益により、府民約270名の参加による「棚田・ふるさとファンクラブ」を組織するとともに、茨木市や千早赤阪村において地元農家が一体となって棚田保全活動を行いました。

農空間整備事業の推進

農空間の持つ多様な機能を活かし、都市と共生した地域づくりを進めるため、河内長野市と和泉市の連携をテーマとした、広域農空間整備計画を策定しました。

また、平成12年5月には、農空間の持つ多面的機能の発揮に向けて、農空間の整備を円滑に推進すること等を目的として、農業振興地域を有する府内21市町村長により「大阪府農空間整備推進協議会」を設立しました。同年11月には、同協議会から国に対し、多面的な機能の発揮に資する新たな制度等を提案するなど、積極的な活動を展開しました。

「農」の教育的機能の増進

府民牧場の管理運営

緑豊かな自然や家畜等とのふれあいを通じて、動物との正しい接し方や酪農と人とのかわりについて学習するとともに、家畜排せつ物をたい肥化するコンポストプラントを見学することにより、地球環境についての学習ができるおおさか府民牧場の管理運営等を行いました。

農業教育推進事業の推進

農の教育的機能を学校教育に活用するため、大阪府教育委員会と連携し、「大阪府農業教育推進事業推進会議」を設置しました。また、モデルとして小学生等の農業体験学習活動を富田林市で実施しました。

第5 水辺環境の保全と活用

河川環境の整備

人がふれあえる川づくりの推進

石川、芥川、安威川等において、階段護岸や高水敷、遊歩道、桜つつみの整備等の河川の環境整備事業を実施し、平成12年度末までに、石川で11.6km、芥川で1.3km、安威川で15.6kmの整備を完了しました。

生き物にやさしい川づくりの推進

(内容は、第3章第1節第2 を参照)

わんどの保全

淀川のわんども、天然記念物であるイタセンパラが生息しているばかりでなく、核生息、繁殖等の場として重要な役割を果たしています。そのため、イタセンパラの生息調査を通じてわんどの重要性を広く普及するとともに、関係機関に対してわんどの保全について働きかけを行いました。

<芥川環境



水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

免除川(交野市)、尺治川(交野市)、黒桐谷(千早赤阪村)等の7溪流において事業を実施しました。

砂防環境整備事業の推進

千早赤阪村の水越川において、環境整備事業を実施しました。

河川水質の保全

河川の水質の改善を目的として、西除川の薄層流浄化施設や中池水路(羽曳野市)、西除川日川敷(美原町)及び音川(東大阪市)において浄化施設を施工しました。

河川水辺の国勢調査の充実

河川の環境に配慮した川づくりを推進するため、河川空間に棲む生物(魚介類、底性動物)の生息状況調査を行いました。

ダム湖周辺整備の推進

「狭山池ダム景観整備基本計画」を踏まえ、ダム本体工事の進捗にあわせて、植栽等の環境づくり関連の工事を実施しました。

また、箕面川ダムにおいても、ダム周辺整備工事(遊歩道整備)を実施しました。

農業用水路の整備

いきいき水路モデル事業の推進

水と緑あふれる快適な水辺環境づくりを目指し、長瀬川水路(東大阪市、八尾市、柏原市)、五個水路(東大阪市)及び津之江水路(高槻市)において、水路の景観整備と併せて遊歩道やポケットパークなどの親水施設、緑化などの総合的な整備を行いました。



<いきいき水路(長瀬川)>

まちづくり水路整備事業の推進

安全で快適なまちづくりを目指し、番田地区（高槻市、茨木市、摂津市）において農業用水路を活用した親水施設や防災施設の整備を実施しました。

ため池環境の整備

オアシス構想推進事業の推進

ため池を農業用施設としてはもちろん都市空間に“やすらぎ”と“うるおい”を与えるオアシスとして活用するため、久米田池をはじめとする7地区で親水護岸、遊歩道及び多目的広場等を整備しました。

地域総合オアシス整備事業の推進

老朽ため池の改修や関連水路の整備等ため池の持つ多面的機能を活かした総合的整備を熊取地区（熊取町）ほか4地区で実施しました。

ため池等の水質の保全

深溝地区（富田林市、羽曳野市）において、自然の浄化作用を活用した農業用水路の整備、水生植物による水質浄化、ため池へのド口のしゅんせつ及び水質浄化施設等の整備を行うとともに、オアシス構想推進事業や地域総合オアシス整備事業において、貴重な環境資源であるため池の水質保全を行いました。

ため池環境コミュニティの支援

住民参加による水辺環境づくりを推進するため、オアシス整備された地区の「ため池コミュニティ」の代表者や地域の水辺環境づくりを実践されている方々による「第1回ため池環境コミュニティ会議」を開催し、ため池の水辺環境づくりのための活動内容や今後の目標等について意見や情報の交換を行いました。

海辺環境の整備

なぎさ保全創造事業の推進

大阪湾沿岸域の漁場の底質改善を行い、干潮時に干潟を創出することにより、水産資源の保護・育成を図るとともに、府民に憩いの場として有効な活用を図るなど「水辺空間」の保全と多面的な活用を目的として、泉南市地先において覆砂、田尻町地先において砂止堤の設置を行いました。

漁場保全対策事業の推進

大阪湾において、漁業生産の障害となっている海底堆積物の除去（小規模漁場保全事業）や海中に浮遊しているビニールゴミ類の除去（漁場環境美化推進事業）を実施しました。また、漁場環境等の情報収集や啓発活動を行い、漁業被害の防止に努めました。

増殖場の造成

自然石や増殖礁を沈殿し、藻場等を造成することで、魚介類の産卵及び稚魚の保育場を整備しました。

自然調和型漁港整備事業の推進

自然調和型漁港整備として、深日漁港において自然調和型護岸の整備を進めました。

空港周辺海域整備事業の推進

水産動植物の採捕禁止区域に設定した関西国際空港周辺海域において、大阪湾の水産資源の保護、培養の場としての機能を維持していくため、海域監視及び稚魚放流を行いました。

環境と共生する港湾（エコポート）の整備

（内容は、第3章第1節第2 に前掲）

栽培漁業センターの活用

水産資源の維持増大を図るため、府立水産試験場附属栽培漁業センターにおいて中高級魚介類の生産を行い、中間育成後、放流を行いました。

「なぎさ海道」事業の推進

自然環境の保全と持続可能な開発を基本に、人と海が豊かにふれあう魅力ある海辺空間の形成を目指した「なぎさ海道」事業を、（財）大阪湾ベイエリア開発推進機構を中心として行いました。

阪南港阪南2区における人工干潟の整備

（内容は、第3章第1節第2 に前掲）